別表第九第一の表中

を

に改め、同表第二及び第三の表中

を

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、別表第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

3　前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であって、新規則第十五条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当するものであること。

二　平成二十六年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額の三分の二に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

三　平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５５５号

相模原市中央区上溝211番地１
債務者　有限会社誠建設
代表者取締役　三浦　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　破産債権の届出期間　平成25年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後３時30分

横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４２８号

静岡県熱海市緑ガ丘町29番７号
債務者　かぎぬまリース販売株式会社
代表者代表取締役　村田　道昭
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内笹井　明
4　破産債権の届出期間　平成25年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前11時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号

秋田県大館市字大町68番地
債務者　株式会社ヨコキチ
代表者代表取締役　横井　伸一
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成25年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時20分

秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第５３号

秋田県大館市山館字田尻182番地
債務者　有限会社フロンティア
代表者取締役　畠山　繁實
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成25年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時10分

秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第７６３号

千葉県我孫子市新木野１丁目21番18号
債務者　株式会社レオ・コミュニケーションズ
代表者代表取締役　山田　義明
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　淳哉
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後２時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９１号

千葉県松戸市久保平賀304番地６
債務者　五輪ホーム株式会社
代表者代表取締役　國井　　隆
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　崇人
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前11時40分

千葉地方裁判所松戸支部民事部